

臨床実習実施要領

(目的)

第1 産業動物臨床実習を希望する獣医系大学の獣医学生及び獣医師（以下、「臨床実習生」という。）を受入れ、臨床獣医師の役割及び家畜診療センターの業務体験を通じ、組合における臨床獣医師確保に資することを目的とする。

(臨床実習内容)

第2 実習は家畜診療センター獣医師の指導のもと、家畜診療等業務を体験させ、家畜共済事業への理解を深める。

(臨床実習期間等)

第3 実習における期間等については、組合及び臨床実習生との協議に基づき定める。

(臨床実習の申込み)

第4 実習申込みに関する手続きは別に定める様式により行うものとし、実習開始日の2週間前までに組合に提出する。

(受入の承認)

第5 組合は臨床実習生より提出のあった書類を審査し、専務理事の決裁を受けた後、別に定める様式を臨床実習生に通知し受入を承認する。

(臨床実習に要する経費)

第6 宿泊費は予算内において組合が負担する。

2 移動に係る往復の交通費は、組合の旅費支給規則に基づき支給することとし、大学所在地または現住所地のいずれか近い地点を起点として、5万円を上限に支給する（以下、「助成金」という。）。なお、この実習が大学の単位取得を兼ねている場合は助成金は支給しない。

助成金は臨床実習生が指定する金融機関口座に振込することとし、実習終了後に支給する。

3 宿泊費、助成金以外の経費については臨床実習生の負担とする。

(臨床実習期間中の事故等)

第7 実習期間中の疾病、自動車事故、その他の不慮の事故について本組合はその発生防止に努めるものとするが、万一事故が発生した場合はその責を負わないものとする。

2 臨床実習生が故意又は重大な過失により施設、器具類等を破損した場合は、臨床実習生が弁済の責を負うものとする。

3 臨床実習生は指導獣医師等の指示に従い規律ある行動をとるものとし、これに反する行

為が認められた場合は実習を中止する。

(臨床実習生の遵守すべき事項)

第8 臨床実習生の都合による実習の中止、家畜診療センター及び実習期間の変更は原則として認めない。

2 白衣、聴診器、その他日常衣服、日用品を携行すること。なお、家畜衛生上、長靴は本組合で準備する。

(臨床実習期間及び終了後の取扱い)

第9 臨床実習生は実習期間中、自身の健康状態を当該家畜診療センター所長に報告する。

また、当該家畜診療センター所長は、実習期間中、別に定める様式を整備するものとする。

2 臨床実習生は実習終了後、別に定める様式に記入の上、実習最終日に当該家畜診療センター所長に提出する。

(その他留意事項)

第10 実習日前 10 日間以内に海外から帰国した臨床実習生の実習参加は原則として認めない。

2 臨床実習生は、実習において知り得た組合(家畜診療センター含む。)、農家等の機密に属する事項及び個人情報について、実習期間中及び実習終了後においても一切これを漏えいしてはならない。

3 実習期間中における施設、人物、動物、機器類等の写真や動画の撮影は、家畜診療センター担当者や動物飼育者等の許可を得ること。

なお、撮影の許可を得た写真や動画であっても、ホームページ、ブログ、SNS、共有サイト等に掲載することは、これを一切禁止する。

(臨床実習生の個人情報保護)

第11 組合は、申込書等の提出資料はすべて厳重に管理・保管し、実習及び獣医師職員募集以外の目的には使用しない。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和8年4月1日から実施する。